

## ○北海道警察機動装備隊の編成、運用について

令和6年3月19日

道本装第4341号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／札幌方面各警察署長／宛て  
北海道警察機動装備隊の編成及び運用については、「北海道警察機動装備隊の編成、運用について」（平25. 12. 13道本装第2602号。以下「旧通達」という。）に基づき実施してきたところであるが、旧通達の有効期間が満了すること及び組織機構の改正に伴う所要の見直しを行い、令和6年4月1日以降、次のとおり実施することとしたので、引き続き適正な運用に努められたい。

なお、旧通達は令和6年4月1日付けで廃止する。

### 記

#### 1 趣旨

この通達は、北海道警察機動装備隊（以下「機動装備隊」という。）の編成及び運用について必要な事項を定めるものとする。

#### 2 機動装備隊の編成

道内において、緊急に特殊装備資機材等（以下「資機材等」という。）を必要とする事件、事故、災害等が発生した場合において、迅速かつ効率的な資機材等の運用と現場支援活動を行うため、機動装備隊を編成する。

#### 3 機動装備隊の組織

- (1) 機動装備隊は、北海道警察機動装備隊編成基準（別表）により、隊長、副隊長その他の要員をもって組織する。
- (2) 隊長には警察本部装備課長を、副隊長には警察本部装備課課長補佐（装備担当）をもって充てる。

#### 4 機動装備隊の任務

機動装備隊は、2の事項に定める事件、事故、災害等の発生時において、必要な資機材等の現場への迅速な輸送、現場における技術的な支援活動等に従事するものとする。

#### 5 機動装備隊員の指定

##### (1) 隊員の指定

警察本部長は、資機材等の操作技術、整備技術及び取扱いに習熟し、現にその取扱いに従事している警察官及び一般職員の中から、機動装備隊の隊員を指定する。この場合、指定の通知は、別に定める北海道警察機動装備隊編成表により行う。

##### (2) 関係所属長の措置

機動装備隊の隊員として指定を受けた警察官及び一般職員（以下「指定隊員」という。）の所属の長（以下「関係所属長」という。）は、当該指定隊員が人事異動、疾病等の理由により、長期間にわたって任務を遂行できないと認めた場合は、速やかにその状況を総務部長に報告するものとする。

##### (3) 総務部長の措置

前事項の報告を受けた総務部長は、隊員の補充措置、予備隊員の選考等を行うなど、指定隊員に欠員が生じないように措置するものとする。

## 6 出動要請

### (1) 警察署長による出動要請

警察署長は、管内において2の事項に定める事件、事故、災害等の発生を認知したときは、機動装備隊出動要請書（別記様式）により、速やかに総務部長に機動装備隊の出動を要請するものとする。

なお、急速を要するときは、口頭又は電話で行うことができるものとする。

### (2) 総務部長の措置

総務部長は、前事項の要請を受けたとき、又は2の事項に定める事件、事故、災害等の発生を自ら認知したときは、機動装備隊長を指揮し、次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 直ちに関係所属長に事案の概要、指定隊員の出動（指定場所への参集を含む。以下同じ。）その他必要な事項を指示又は通知するものとする。

イ 航空機、船舶及び特殊車両（以下「航空機等」という。）の使用が必要と認めるときは、航空機等の管理及び運用業務を所管する所属長に出動要請を行うものとする。

### (3) 関係所属長の措置

関係所属長は、出動の指示を受けたときは、速やかに指定隊員に所定の資機材等を携行させ、原則として警察本部装備課に集合させるものとする。

また、待機の指示を受けたときは、速やかに指定隊員を所属（勤務時間外にあつては当該指定隊員の自宅）において待機させ、出動の命令に備えさせるものとする。

## 7 資機材等の適正な管理

(1) 機動装備隊長は、機動装備隊で運用する資機材等については、あらかじめ、当該資機材等を管理する所属長に通知し、必要な資機材等の確保に努めるものとする。

(2) 前事項により通知を受けた所属長は、資機材等及びこれらの付属品の保管状況を確認し、常に使用できる状態に整備しておかなければならない。

## 8 資機材等管理システムの研究及び開発

総務部長は、資機材等の効率的かつ総合的な運用に資するため、用途別管理システム、事案別管理システム等の研究及び開発を行うものとする。

## 9 指導教養の実施

総務部長は、機動装備隊長を指揮し、関係所属長と協議の上、資機材等の取扱い、付加価値的活用方法、管理等の機動装備隊の年間教養計画を策定し、実戦的な教養訓練を計画的に実施するものとする。

## 10 関係所属長の連携

関係所属長は、機動装備隊の運用及び隊員の選考に当たっては、相互に緊密な連携を保つものとする。

## 11 庶務

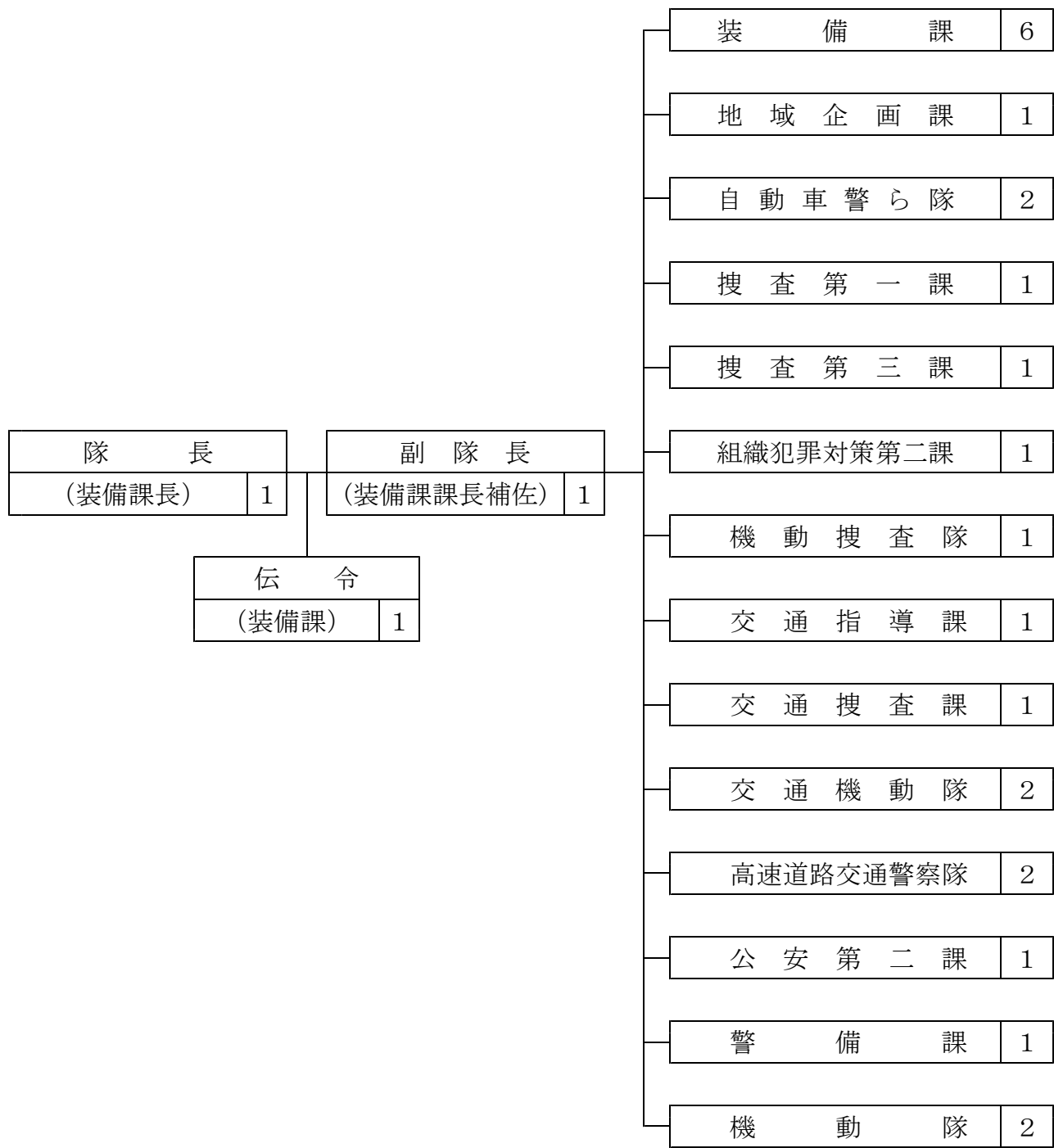
機動装備隊の庶務は、警察本部装備課で処理する。

## 12 方面本部の体制等

- (1) 方面本部においては、当該方面本部の警務課課長補佐を班長とした方面本部機動装備班を方面の実情に応じた体制で構築し、当該方面管内における各種支援活動を警察本部に準じて行うものとする。
- (2) 方面本部長は、機動装備隊による資機材等の補充、調達及び技術的支援の必要が生じた場合は、総務部長に出動を要請することができるものとする。この場合の要請は、6の(1)の事項に準じて行うものとする。

別表

北海道警察機動装備隊編成基準



注 数字は、人員を表す。

別記様式

|                     |     |    |     |    |     |      |     |
|---------------------|-----|----|-----|----|-----|------|-----|
| 第 号<br>令和 年 月 日     |     |    |     |    |     |      |     |
| 総 務 部 長 殿           |     |    |     |    |     |      |     |
| 所属長                 |     |    |     |    |     |      |     |
| 機 動 装 備 隊 出 動 要 請 書 |     |    |     |    |     |      |     |
| 要 請 期 間             | ～   |    |     |    |     |      |     |
| 要 請 理 由             |     |    |     |    |     |      |     |
| 事 案 概 要             |     |    |     |    |     |      |     |
| 搬 送 場 所             |     |    |     |    |     |      |     |
| 要請装備品               | 品 名 | 数量 | 品 名 | 数量 |     |      |     |
|                     |     |    |     |    |     |      |     |
|                     |     |    |     |    |     |      |     |
|                     |     |    |     |    |     |      |     |
|                     |     |    |     |    |     |      |     |
|                     |     |    |     |    |     |      |     |
| 備 考                 |     |    |     |    |     |      |     |
|                     |     |    | 14  | 00 | 010 | 装備関係 | 1 年 |